

# 固定資産税でよくある質問とその答え掲載

**Q1** 土地や建物を売ったのにどうして納税通知書が来るの？

**A1** 固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されるためです。

年の途中に土地や建物を売買した場合、買主側に固定資産税が課税されるものと思われる方もいらっしゃると思います。

しかし、固定資産税は、原則として1月1日（賦課期日）現在の所有者に対して課税することになりますので、1月2日以降に売買した場合、売主側が令和2年度の固定資産税の納税義務者となります。

例)

所有権移転日	令和2年度の納税義務者
令和元年12月25日	買主
令和2年1月15日	売主

※登記されていない家屋を所有権移転（売買・相続・贈与）した場合は、「未登記家屋所有権移転申告書」を役場税務課へ提出していただく必要があります。（用紙は税務課にあります。）

**Q2** 相続があったときは、役場に届出が必要なの？

**A2** 「相続登記」が、お亡くなりになった年内に完了しない場合は必要です。

土地や家屋の所有者が亡くなられた場合、通常、法務局で『相続登記』をしていただく必要があります。亡くなられてから最初に迎える1月1日までに『相続登記』が完了していれば、翌年度から新たな所有者（相続した方）に課税することになりますので、役場へ届け出る必要はありません。

亡くなられてから最初に迎える1月1日までに『相続登記』が完了しない場合は、亡くなられた方が1月1日の賦課期日現在も所有者のままとなってしまうので、相続人の中から、固定資産税関係の書類を受け取る代表者を定めて、「相続人代表者指定届出書」を役場税務課へ提出していただく必要があります。（用紙は税務課にあります。）

**問合せ** 税務課資産税担当 ☎66・3111 内線113

## 確定申告についてのお知らせ

### ○申告書の添付書類について

平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、「源泉徴収票等」の添付が不要となりました。

【添付が不要となる主な書類】

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書 など

### ◆◆◆ご注意ください！！◆◆◆

◎税務署・町役場などで確定申告を作成する場合、添付は不要ですが、金額等の確認のため源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

### ○スマホでラクラク確定申告

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が大幅に広がります！

医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）をはじめ全ての所得控除（配偶者控除や扶養控除など）に対応するなど、たくさんの方の申告が、ますますカンタン・便利になります！なお、ご利用いただくためには、税務署にてID・パスワードの取得が必要となります。

- ・申告者ご本人の運転免許証などの本人確認書類が必要です。
- ・お手続きは、約5分で終了します。

○ご不明の点につきましては、**税務署**にお気軽にお問合せください。

**問合せ** 秩父税務署 個人課税部門 ☎22・4433

※自動応答音声による案内後、「2」番を選択してください。